

令和3年度

公益財団法人 神戸国際コミュニティセンター 事業概要

市長室



# 目 次

|     |                  |       |    |
|-----|------------------|-------|----|
| I   | 財団設立の趣旨          | ----- | 1  |
| II  | 財団の概要            |       |    |
| 1   | 名 称              | ----- | 1  |
| 2   | 所 在 地            | ----- | 1  |
| 3   | 設 立 年 月 日        | ----- | 1  |
| 4   | 基 本 財 産          | ----- | 1  |
| 5   | 機 構 及 び 職 員 数    | ----- | 2  |
| 6   | 評 議 員 ・ 役 員 等    | ----- | 3  |
| III | 定 款              | ----- | 4  |
| IV  | 令和2年度事業報告        |       |    |
| 1   | 事 業 報 告          | ----- | 13 |
| 2   | 事業別収支計算書         | ----- | 30 |
| 3   | 正味財産増減計算書        | ----- | 31 |
| 4   | 貸 借 対 照 表        | ----- | 32 |
| 5   | 財 産 目 録          | ----- | 33 |
| 6   | 事業別収入明細書         | ----- | 34 |
| 7   | 事業別支出明細書         | ----- | 35 |
| 8   | 収 支 計 算 書        | ----- | 36 |
|     | (参考)H30～R2年度財務状況 | ----- | 37 |
| V   | 令和3度事業計画         |       |    |
| 1   | 事 業 計 画          | ----- | 38 |
| 2   | 経営改善の取組み状況       | ----- | 47 |
| 3   | 事業別予定収支計算書       | ----- | 49 |
| 4   | 予定正味財産増減計算書      | ----- | 50 |
| 5   | 予定貸借対照表          | ----- | 51 |
| 6   | 事業別予定収入明細書       | ----- | 52 |
| 7   | 事業別予定支出明細書       | ----- | 53 |
| 8   | 収 支 予 算 書        | ----- | 54 |



## I 財団設立の趣旨

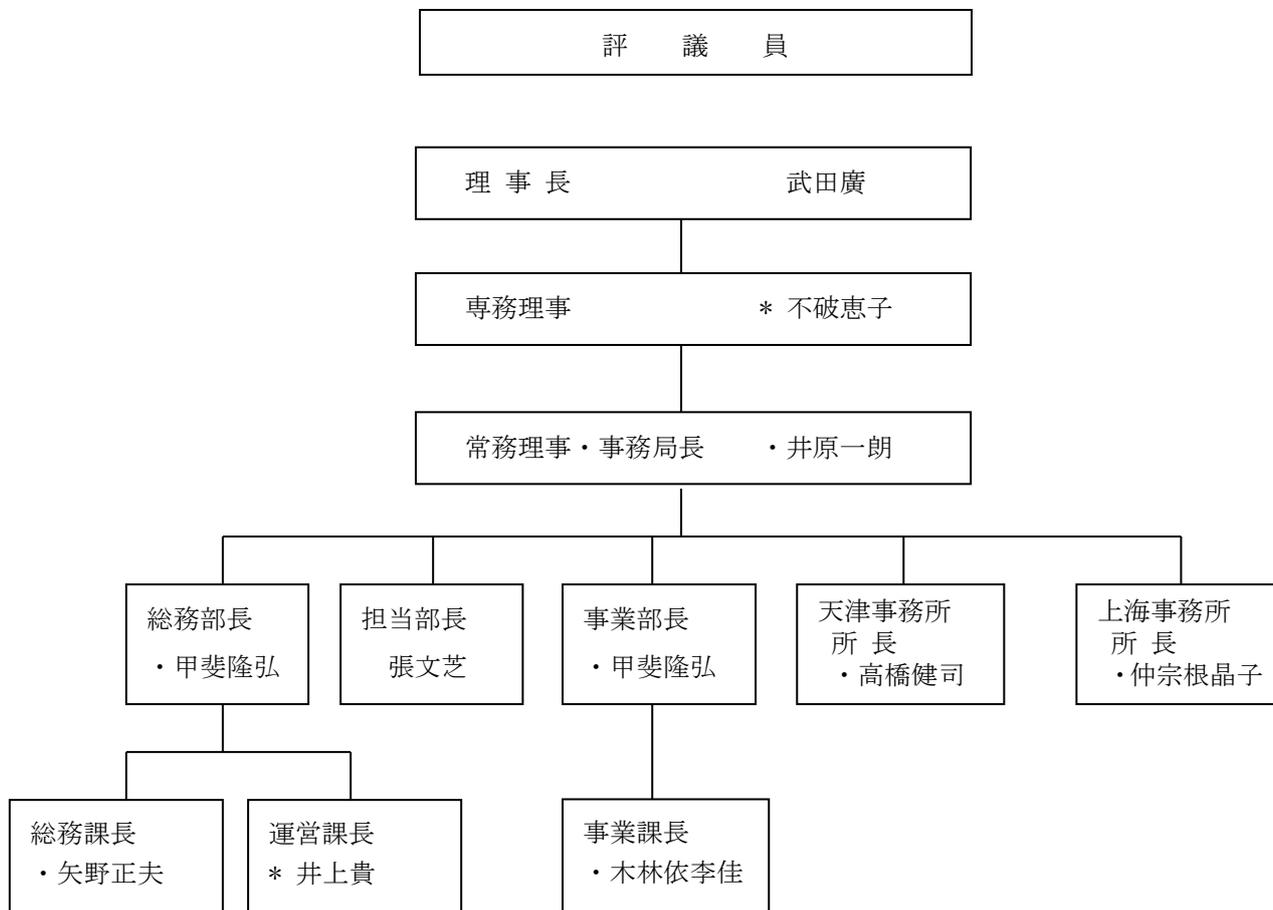
神戸の更なる国際都市としての発展をめざし、開発途上国を中心とする諸外国の抱える諸問題の解決のための国際協力を行うとともに、市民の国際交流の促進、多文化共生の推進などにより、地域の国際化を進め、もって国際社会の平和と繁栄に寄与することを目的とする。

## II 財団の概要

- 1 名 称 公益財団法人 神戸国際コミュニティセンター  
※令和3年4月1日変更
  
- 2 所 在 地 神戸市中央区浜辺通5丁目1番14号  
神戸商工貿易センタービル2階  
※令和3年10月4日より下記に移転  
神戸市長田区腕塚町5丁目3番1号  
アスタくにつか1番館南棟4階
  
- 3 設立年月日 平成5年7月14日  
※公益財団法人へ移行 平成23年4月1日
  
- 4 基本財産 300,000千円（神戸市100%出捐）

5 機構及び職員数

(1) 機構



(注) ・は神戸市派遣職員 \*は神戸市再任用職員

(2) 職員数 (役員を除く)

(令和3年7月1日現在)

|       | 部長     | 課長    | 係員 | 計      |
|-------|--------|-------|----|--------|
| 総 務 部 | 2 (1)  | 2 (2) | 5  | 9 (3)  |
| 事 業 部 | 総務部長兼務 | 1 (1) | 3  | 4 (1)  |
| 天津事務所 | 1 (1)  |       |    | 1 (1)  |
| 上海事務所 | 1 (1)  |       |    | 1 (1)  |
| 計     | 4 (3)  | 3 (3) | 8  | 15 (6) |

(注) ( )は神戸市派遣職員内書

## 6 評議員・役員等

令和3年7月1日現在

## 評議員（7名）

| 役職名 | 氏名         | 現職名                       |
|-----|------------|---------------------------|
| 評議員 | 石田 勝則      | 公益財団法人兵庫県国際交流協会専務理事       |
| 評議員 | キラシ S. セティ | 在日米国商工会議所特別顧問             |
| 評議員 | 佐藤 恭仁彦     | 独立行政法人国際協力機構関西センター所長      |
| 評議員 | 大畑 公平      | 神戸市市長室長                   |
| 評議員 | 林 芳樹       | 神戸新聞社特別編集委員兼論説顧問          |
| 評議員 | 室崎 益輝      | 公立大学法人兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科長 |
| 評議員 | 吉井 昌彦      | 国立大学法人神戸大学大学院経済学研究科教授     |

## 理事（9名）・監事（2名）

| 役職名  | 氏名    | 現職名                  |
|------|-------|----------------------|
| 理事長  | 武田 廣  | 神戸市技術審議監             |
| 副理事長 | 井上 典之 | 国立大学法人神戸大学大学院法学研究科教授 |
| 専務理事 | 不破 恵子 | 神戸市市長室担当部長           |
| 常務理事 | 井原 一朗 | 神戸市市長室担当部長           |
| 理事   | 井上 真二 | 公益財団法人神戸YMCA総主事      |
| 理事   | 草薙 真一 | 公立大学法人兵庫県立大学国際商経学部教授 |
| 理事   | 林 範彦  | 公立大学法人神戸市外国語大学教授     |
| 理事   | 村元 四郎 | 公益社団法人兵庫工業会副会長       |
| 理事   | 山下 淑子 | 神戸市婦人団体協議会理事         |
| 監事   | 飯塚 敏勝 | 税理士法人鳩合同会計事務所所長      |
| 監事   | 後藤 眞一 | 神戸商工会議所理事・産業部長       |

# Ⅲ 定款

## 公益財団法人 神戸国際コミュニティセンター定款

### 第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人神戸国際コミュニティセンターと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

### 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、神戸の更なる国際都市としての発展をめざし、開発途上国を中心とする諸外国の抱える諸問題の解決のための国際協力を行うとともに、市民の国際交流の促進、多文化共生の推進などにより、地域の国際化を進め、もって国際社会の平和と繁栄に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国際協力に関する事業
- (2) 市民の国際交流と多文化共生に関する事業
- (3) 留学生支援に関する事業
- (4) 海外事務所の運営に関する事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、神戸市及びその周辺において行うものとする。ただし、同項第1号、第2号、第4号及び第5号の事業は、神戸市と海外との間においても行うものとする。

### 第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長（第21条に規定する理事長をいう。以下同じ。）が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び収支決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事ならびに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事ならびに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

## 第4章 評議員

(評議員)

第10条 この法人に、評議員5名以上7名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 11 条 評議員の選任及び解任は、一般社団・財団法人法第 179 条から第 195 条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の三分の一を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は三親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の三親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の三分の一を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法第 4 条第 15 号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

(任期)

第 12 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第 10 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第 13 条 評議員は、無報酬とする。

2 評議員には、費用を弁償することができる。

## 第 5 章 評議員会

(構成)

第 14 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 15 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 16 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 17 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。なお、評議員会を招集するには、理事長は評議員会の日日の 3 日前までに評議員に対して、書面で通知を発する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第 18 条 評議員会の議長は、評議員の互選による。

(決議)

第 19 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除

く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第20条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席評議員のうち、その会議において選出された2名及び議長が、前項の議事録に記名押印する。

## 第6章 役員等

(役員を設置)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 7名以上12名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長とする

3 理事長以外のうち、それぞれ各1名を副理事長、専務理事、常務理事とすることができる。

4 第2項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）上の代表理事とし、前項の専務理事及び常務理事をもって一般法人法第197条において準用する一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度ごとに4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び事務局職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(賠償責任の一部免除又は限定)

第27条 この法人は、一般法人法第198条において準用する一般法人法第111条第1項の賠償責任について、理事又は監事(理事又は監事であった者を含む。)が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、特に必要と認めるときは一般法人法第198条において準用する一般法人法第113条に規定する最低責任限度額を控除して得た額を限度として、理事会の決議によって、免除することができる。

2 この法人は、前項の賠償責任について、外部理事又は外部監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、金0円以上であらかじめ法人が定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を、外部理事又は外部監事と締結することができる。

(報酬等)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、評議員会において別に定める理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事又は監事には、費用を弁償することができる。

(顧問)

第 29 条 この法人に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、3名以内とする。
- 3 顧問は、理事長が委嘱する。
- 4 顧問は、この法人の運営について、意見を述べ、又は助言することができる。
- 5 顧問は、無報酬とする。
- 6 顧問には、費用を弁償することができる。

## 第 7 章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 31 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第 32 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第 33 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 前条第 2 項の場合においては、理事会の議長は、理事の互選による。

(決議)

第 34 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 197 条において準用する一般法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 35 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 36 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

第37条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第38条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第39条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第40条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第10章 補 則

(剰余金の処分制限)

第41条 この法人は、剰余金の分配をすることはできない。

(委任)

第42条 この定款について必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

## 附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

- 3 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。  
(略)
- 4 この法人の設立の登記の日に就任する理事は、次に掲げる者とする。  
(略)
- 5 この法人の最初の理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、次に掲げる者とする。  
(略)
- 6 この法人の設立の登記の日に就任する監事は、次に掲げる者とする。  
(略)
- 7 法令及びこの定款の規定に反しない限り、移行登記前に規定されていたこの法人の規定、規則は、移行後もその効力を有するものとする。

別表（第5条関係）

| 財産種別    | 物量等               |
|---------|-------------------|
| 投資有価証券等 | 公債他 300,000,000 円 |

附 則

この定款は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成24年12月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成27年6月29日から施行する。

附 則

この定款は、令和3年4月1日から施行する。

## IV 令和2年度事業報告

### 1 事業報告

神戸市が国際都市としてさらなる発展を続けていくため、今後の国際交流施策に関する指針として平成 28 年 3 月に策定した「神戸市国際交流推進大綱」、及び平成 30 年 3 月に策定した当財団の中期経営計画に基づき、①開発途上国に対する国際協力事業、②市民の国際交流と多文化共生社会の実現を目指す事業、③留学生支援事業及び④海外事務所の運営事業を重点として各種事業を推進した。

事業の推進にあたっては、当財団が持つ人的ネットワーク・情報・ノウハウを活かして、市民、国際協力・国際交流団体、国際機関等との連携を一層強化していくとともに、広報の強化、サービスの向上に努めた。

令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、当初予定していた多くの事業が、中止・延期となったが、インターネットを活用しオンラインによる研修や初級日本語クラスなどを開催した。また、コロナ禍で生活に困窮する留学生等を支援するなど、新たな事業にも取り組んだ。

#### 【国際協力事業】

開発途上国が抱える課題に関する調査・研究、それらの国の行政官等の研修及び国際協力 NGO 等との連携による国際協力の事業を行った。

#### (1) カンボジア王国における教育人材育成支援事業

神戸市教員 O B 1 名を教育アドバイザーとしてカンボジアの小学校教員養成校（以下 P T T C）に派遣し、授業に効果的に実験を組み込む教授法の指導など、P T T C 教官の指導能力向上のための支援を行う予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により事業を中止した。

令和 3 年度より発展的な事業展開を行うため、国際協力機構（J I C A）草の根技術協力事業を申請し、採択を受けて、今後の事業計画を立てた。

## (2) 国際協力機構（JICA）国内研修受託事業

JICAが実施する技術協力事業として行われる研修員受入事業を受託し、学術機関、民間企業等の協力を得て実施した。防災分野を中心に研修参加国に神戸市の持つノウハウ等を提供し、国際協力に貢献した。

### ア. コミュニティ防災研修

自然災害多発国において、住民主体の自主防災組織の設立や地域防災活動を推進する中央政府・地方政府の行政官を対象に、平成7年の阪神・淡路大震災の経験や反省を踏まえて始まった神戸市独自の取り組みである「防災福祉コミュニティ（防コミ）」の実例を学び、実践するための研修を神戸市消防局、学術機関等の協力を得てオンラインにて実施した。

○研修期間 令和2年11月24日（火）～令和2年12月8日（火）

○実施方法 オンライン、ネットラーニング

○参加者数 8人（5か国）※オブザーバー含む

| 国名     | 人数 |
|--------|----|
| トンガ    | 1人 |
| バヌアツ   | 1人 |
| ミクロネシア | 1人 |
| ミャンマー  | 4人 |
| モンゴル   | 1人 |

### イ. 災害に強いまちづくり戦略研修

世界各地の災害多発国において防災業務及び防災計画策定に携わる行政官を対象に、阪神・淡路大震災や東日本大震災等、日本における過去の自然災害の教訓により明らかになった自然災害に強いまちづくりの要素を理解し、それを実現するための実践的な取り組み、手法等を教授する研修をオンラインにて実施した。

○研修期間 令和3年1月20日（水）～令和3年2月12日（金）

○実施方法 ネットラーニング

○参加者数 6人（5か国）※オブザーバー含む

| 国名   | 人数 | 国名     | 人数 |
|------|----|--------|----|
| トルコ  | 2人 | メキシコ   | 1人 |
| ブラジル | 1人 | モンテネグロ | 1人 |
| ペルー  | 1人 |        |    |

#### ウ. 中南米総合防災行政研修

中南米地域の地方防災計画の策定を推進する立場にある行政官を対象とし、日本の経験や事例を踏まえ、防災に関する基本的な知見を共有し、参加者が自国の災害リスクの適切な評価に基づく防災計画策定手法の理解を深め、修了後に自国において地方防災計画を策定するための支援を目的とした研修を実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった。

#### エ. イラン地方自治体災害対策研修

イランの地方自治体の行政官を対象に、各種災害に対する適切な地方防災計画策定のため、災害発生から復興にいたるまでの災害対策等に関する研修を実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった。

### (3) 国際協力調査事業

(1) の「カンボジア王国における教育人材育成支援事業」において、令和3年度以降の事業展開に向けた調査を行うために、発展途上国の教育支援団体である（公財）CIESFに対し、PTTCに関する調査を依頼し、カンボジアでの新たな事業開始に向けて、情報収集を行った。

## 【国際交流・多文化共生事業】

外国人市民にとって暮らしやすいまちづくりを進め、多文化共生社会の実現を目指すとともに、市民の国際交流を促進するため、各種事業を実施した。

### (1) 情報提供・相談など総合窓口の運営

外国人市民のための生活相談や日本語学習の支援、国際交流に関する情報の提供、図書の閲覧、国際交流団体への貸会議室の提供などを行った。

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年3月3日より6月末まで閉館したが、その間、相談業務はメール・電話等で行い、通訳翻訳支援事業はオンラインにて実施した。日本語文化学習支援事業については、7月から再開した。

- ◆所在地 神戸市中央区浜辺通5丁目1-14 神戸商工貿易センタービル2F
- ◆開館時間 月曜日～金曜日 10:00～20:00、土曜日 10:00～17:00  
日曜日・祝日及び年末年始(12/28～1/3)は休館

### ア. 情報提供・案内事業

#### ①神戸リビングガイドの運営

日本語で十分にコミュニケーションを図ることができない外国人市民のため、当財団のホームページにおいて、最新の生活情報を11言語（日本語、英語、中国語、ベトナム語、韓国・朝鮮語、スペイン語、フィリピン語、インドネシア語、ネパール語、ポルトガル語、タイ語）及びやさしい日本語で提供した。

- 具体的な内容：神戸市内の多言語で相談できる各種窓口、外国人支援団体等に関する情報、行政情報（健康保険、子育て、教育、各種行政手続き等）、一般的な生活情報（電気・ガス・水道、ゴミ出し）等

#### ②図書コーナー・情報提供コーナー

神戸国際コミュニティセンター内に(i)日本語学習、日本文化紹介等に関する書籍や海外の新聞・雑誌を自由に閲覧できる図書コーナー、(ii)当財団が主催・共催する事業や民間の国際協力・国際交流団体等の行事及び行政情報等を利用者に知らせる掲示板、(iii)行政や各種国際交流・協力団体の広報物等を置くスペース（ラック）を設置するとともに、(iv)フリーWi-Fiサービスも提供して、幅広く情報提供を行った。

- 図書 日本語学習、日本文化紹介等 約3,500冊
- 雑誌 7か国・1地域の海外発行雑誌及びフリーペーパー 約20誌
- 新聞 3言語 10紙

#### ③日本語学習図書の貸出

日本語学習図書などの蔵書について、日本語学習者に対して KICC 登録カードにより2週間に2冊まで貸し出している。

- 図書貸出数：令和2年度 862冊（元年度 5,571冊）

#### ④多言語メールマガジンの配信

日本語学習者などの外国人市民に多言語での生活情報やイベント情報をメールマガジンで配信した。〔令和2年度実績：7件〕

## イ. 相談事業（ワンストップサービス）〔令和2年度実績：589件(元年度：463件)〕

### ①生活相談〔令和2年度実績：540件(元年度：420件)〕

電話及び窓口で外国人市民の日常的な相談を受け、市政や生活情報を提供した。

○対応言語：11言語（日本語、英語、中国語、ベトナム語、韓国・朝鮮語、スペイン語、フィリピン語、インドネシア語、ネパール語、ポルトガル語、タイ語）

○多言語相談曜日 英語：月～金、中国語：月～金、ベトナム語：月・水、韓国・朝鮮語：金、スペイン語：火・木、フィリピン語：水、インドネシア語：金、ネパール語：月、ポルトガル語：木、タイ語：火

上記以外は、タブレット端末を使ったテレビ電話通訳サービスや、ポケットーク（携帯型翻訳機、74言語）により対応

○相談時間 10:00～12:00、13:00～17:00（電話は9:00から対応）

### ②専門相談〔令和2年度実績：49件(元年度43件)〕

・行政書士による入国在留許可・行政手続に関する専門相談を実施した。

○相談日時 第1・3水曜日 13:00～16:00

・大阪出入国在留管理局神戸支局職員による出入国・在留手続等に関する専門相談を実施した。

○相談日時 第2金曜日 13:30～16:30

### ③外国人相談窓口担当者連絡会（GONGO）〔令和2年度実績：参加団体14団体〕

神戸市内及び近郊で外国人市民の生活相談を行っている公的団体及びNGOの担当者の知識や技術向上のため、専門家の講義を開催するとともに情報交換を行った。

また、「ひょうご国際交流団体連絡協議会」を構成する県内の国際交流協会等にもオブザーバー参加させることにより、県内市町の国際交流協会との連携を深めた。

| 開催年月   | テーマ                    | 講師                  |
|--------|------------------------|---------------------|
| 令和2年9月 | 仕事のストレスと生活のヒント         | 神戸市健康局保健所精神保健福祉センター |
| 令和3年1月 | 生活保護制度と生活困窮者自立支援制度について | 兵庫県健康福祉部社会福祉局       |
| 令和3年3月 | コロナに関する相談 情報交換会        | —                   |

## ウ. 通訳翻訳支援事業

### ①三者通訳事業〔令和2年度実績：205件(元年度：103件)〕

区役所に日本語で十分にコミュニケーションが図れない外国人市民が来庁した際に、区役所職員からの依頼に基づき、電話による三者通訳（区職員・相談者・K I C職員による三者通話）を実施した。

○対応言語：10言語（英語、中国語、ベトナム語、韓国・朝鮮語、スペイン語、フィリピン語、インドネシア語、ネパール語、ポルトガル語、タイ語）

**②同行通訳事業**〔令和2年度実績：24件(元年度：57件)〕

日本語で十分にコミュニケーションが図れない外国人市民が、区役所や市内の公的機関で相談等を行う際に、善意通訳団体と協働で通訳者を無料で派遣する同行通訳(要事前予約制)を実施した。

○対応言語：10言語（英語、中国語、ベトナム語、韓国・朝鮮語、スペイン語、フィリピン語、インドネシア語、ネパール語、ポルトガル語、タイ語）

**③行政情報の多言語翻訳**

神戸市の各部局や外郭団体等の依頼に基づき、市国際部と連携して、市政情報についての多言語翻訳やネイティブチェックを行った。

(主な例)

- ・ 特別定額給付金
- ・ 住宅確保給付金
- ・ 生活福祉資金貸付の通知
- ・ 国勢調査
- ・ 小・中学校の保健調査票
- ・ 区役所内フロアガイド
- ・ 国民健康保険の通知
- ・ 転入・転出などの届け出に関する通知

**④災害時通訳翻訳ボランティア事業**〔登録者：68人 令和3年3月末現在〕

日本語で十分にコミュニケーションが図れない外国人市民は、大規模災害時に災害弱者となるため、災害時に避難所・区役所などで通訳・翻訳などの支援活動を行う「災害時通訳翻訳ボランティア」の募集・登録・研修等を実施した。

(主な活動)

○登録時研修及びフォローアップ研修（令和3年1月30日開催 出席者：20人）

(共催事業)

近畿地域の地域国際化協会9協会が災害時のボランティアの相互派遣等の支援協定を締結しており、ボランティアの訓練・研修に参加した。

○（公財）和歌山国際交流協会及び近畿地域国際化協会連絡協議会

「災害時多言語支援センター設置運営及び避難所巡回運営訓練」

(令和2年8月17日開催 オンライン参加者：職員2人)

○近畿地域国際化協会連絡協議会共催研修

「訪日外国人を含む災害時外国人支援・災害多言語支援センター運営研修会」

(令和2年9月8日開催 参加者：職員2人、KICC登録ボランティア3人)

○（一財）自治体国際化協会

「災害時外国人支援に従事する関係者向けの研修・訓練事業」

(令和2年11月27日開催 オンライン参加者：職員1人)

## エ. 国際交流ボランティア事業

### ①日本語文化学習支援事業

日本人サポーターにより、外国人市民に対し、日本語及び日本文化（華道・書道）をマンツーマンで教える活動を実施し、外国人市民の日本語学習等を支援するとともに、市民レベルの国際交流を促進した。

○登録者数：令和3年3月末現在 749人（令和2年3月末 720人）

○活動実績：月平均 160組（令和元年度 347組）

### ②カウンターボランティア〔登録：19人及び1団体〕

K I C Cのカウンター窓口案内業務について、有志の個人登録ボランティアとボランティア団体の会員が行うことにより、K I C Cの運営に協力していただくとともに、市民レベルの国際交流を促進した。

## (2) 神戸市における地域日本語教育体制整備事業

日本語能力が十分でない外国人市民に対して、それぞれのライフスタイルと能力に応じて日本語を学習できる機会を提供することで、生活等に必要な日本語能力を身に付け、日本人も外国人も住みやすいまちづくりを実現する。

## ア. 総括コーディネーター兼地域日本語教育コーディネーターの設置と総合調整会議の開催

文化庁の「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」に基づき、総括コーディネーター兼地域日本語教育コーディネーターを設置し、課題整理と施策の方向性の策定を目的に、外国人コミュニティ団体、日本語教室、日本語学校、大学、技能実習生受入団体、兵庫県国際交流協会、神戸市教育委員会、神戸市関係機関の関係者からなる総合調整会議を設置・開催した。

○令和2年7月8日（水）14:00～16:00

○令和3年3月9日（火）14:00～16:00

## イ. 初級日本語クラスの開催

○6月クラス

・開催期間：令和2年6月15日（月）～8月7日（金）

・授業形態：オンライン授業

〈昼クラス〉初級2、3

週3回（月・水・金）、1回2時間、全23回（46時間）

〈夜クラス〉初級2

週2回（水・金）、1回1.5時間、全23回（34.5時間）

○9月クラス

・開催期間：令和2年9月7日（月）～10月30日（金）

- ・授業形態：昼クラス、夜クラスとも対面授業とオンライン授業  
 〈昼クラス〉 初級1、2、3（対面はKICC）  
 週3回（月・水・金）、1回2時間、全23回（46時間）  
 〈夜クラス〉 初級1、2、3（対面はふたば国際プラザ）  
 週2回（水・金）1回1.5時間、全23回（34.5時間）

#### ○12月クラス

- ・開催期間：令和2年12月14日（月）～令和3年2月10日（水）
- ・授業形態：昼クラス、夜クラスとも対面授業とオンライン授業  
 〈昼クラス〉 初級1、2、3（対面はKICC）  
 週3回（月・水・金）、1回2時間、全23回（46時間）  
 〈夜クラス〉 初級1、2、3（対面はふたば国際プラザ）  
 週2回（水・金）、1回1.5時間、全23回（34.5時間）

### ウ. 市内日本語教室のネットワーク化

- 市内日本語教室訪問（2教室）
- 日本語教室連絡会議の開催  
 第1回 9月15日（火）13団体 21人  
 第2回 2月24日（水）9団体 19人

### エ. 日本語教育人材に対する研修

- ・オンライン支援のためのオンラインボランティア講座（8月：3回）
- ・日本語ボランティアのためのブラッシュアップ講座（11～12月、1～2月：いずれも7回）
- ・地域日本語教室コーディネーター研修（10～11月：4回）

### オ. 日本語教室の開催支援

神戸国際コミュニティセンターで日本語ボランティアにより、外国人市民の日本語学習支援を行っているが、三宮の同センターに来所できない外国人市民の利便を図るため、民間の国際協力・国際交流団体が、低廉な受講料で開催している日本語教室に助成を行ってきた。

令和2年度は、国の補助制度を活用して、日本語教育を行う教室の運営団体に対して助成する制度を設け、2団体に助成を行った。

### カ. 地域型メルマガ配信

日本語ボランティア養成の一環として、ボランティアが地域日本語教育についての知識を深め、活動方法を振り返り、学習者への関心を強める助けになるような内容を配信した。〔4回配信（7月、8月、9月、2月）〕

### (3) 市民レベルの国際交流事業

#### ア. 神戸コミュニティフォーラム

「やさしい日本語を神戸に普及させ、神戸を外国人が住みやすい街にする」をテーマに、4グループによるワークショップを行い、やさしい日本語普及のための提案をもらった。

- 開催日時 令和3年1月23日(土)
- 実施方法 オンライン
- 参加者 29人

#### イ. 多文化交流会

- ・KICC 市民講座・JICA 出前講座実施  
(「JICA 関西発リモートツアー ネパール編」令和2年12月10日開催 参加者120人)
- ・その他の各種講習会、多文化交流会については、新型コロナウイルス感染症の影響により中止した。

### (4) ふたば国際プラザ運営

多文化共生社会の実現のため、国籍や年齢等の区別なく、市民が集い利用することができる「地域とともに進める多文化共生の拠点施設」を基本理念に各事業を実施した。(新型コロナウイルス感染症の影響により、4・5月は休館)

- ◆所在地 神戸市長田区二葉町7丁目1番18号
- ◆開館時間 水・木・金・土 10:00~20:30 火・日・祝 10:00~17:00  
月及び年末年始(12/28~1/5)は休館  
(月曜日が祝日の場合は開館し、翌火曜日に休館)

#### ア. 住民生活ガイダンス事業

在住外国人が安心して生活できるよう、生活上必要な情報についてガイダンスを行った。また、説明動画をホームページに掲載し、情報を提供した。

- ・実施内容(全5シリーズ): 特別定額給付金の申請方法、新型コロナウイルスに関わる情報提供、国勢調査について、税金の種類と概要、履歴書の書き方など。
- 実績 16回、31人

#### イ. 日本語学習支援

在住外国人が自立・自活して、地域住民とお互いに安心して暮らすことを目的として、在住外国人、第三国定住難民、中国残留邦人帰国者等を対象とした日本語教室・居場所づくり・交流事業を実施した。

#### **ウ. 交流・相互理解事業**

多様な文化的背景をもつ住民の相互理解を促進する交流・相互理解事業を実施した。

- ・実施事業：新長田フィールドワーク、相互理解講座～世界の働き方～、日本のお正月体験(たこあげ)、ええとこながた～多文化をたのしもう～

○実績 4回、66人

#### **エ. 交流スペース(日本語学習ペース・会議スペース)の提供**

フリーWi-Fi や充実した会議設備を活かし、言語学習や外国人支援、交流事業の打ち合わせなど、多様な用途で、個人・グループが利用した。

○実績 登録数 21、203回

#### **オ. ヒューマン・シネマ上映会**

在住外国人の出身国・ルーツや文化、移民、難民、人種などを扱った世界各国の映画を上映した。

○実績 9回、42人

#### **カ. 児童国際理解教育**

外国人講師が、自身の国の文化紹介動画を作成し、DVDに編集して、市内の児童館(15館)に送付した。

#### **キ. 人材育成事業**

「日本語ボランティア養成講座」として、オンラインで日本語を学習するための手法について研修会を行った。また、「多文化ひろめ隊養成講座」では、児童館の子どもに文化紹介を行う上での日本語表現や発表手法の研修を行った。

○実績 日本語ボランティア養成講座 8回、91人

多文化ひろめ隊養成講座 1回、11人

#### **(5) 国際化推進事業助成**

国際協力・国際交流事業を行う団体が主催し市内で実施する市民啓発等を目的とした事業と、外国人の日常生活を支援する事業に、対象事業費の1/2以下、10万円以内で助成を行った。

また、これら団体が実施する事業に対する共催や後援名義付与等も行なった。

○実績 3団体に助成(モンゴル映画観賞会、外国人の子供達への学習支援、ネパール文化とダンスの交流会)

## 【新型コロナウイルス感染症対策に関する事業】

新型コロナウイルス感染症の影響により、生活に困窮している市内外国人留学生等の支援を目的として各種事業を実施した。

### (1) 外国人留学生等支援事業助成

困窮外国人留学生等に対して食料支援などを行う市内外国人支援団体を対象に、30万円を上限として助成を行った。

○助成実績 8団体9事業

### (2) 外国人留学生等有償ボランティア事業

市内でボランティア活動に従事した市内在住・在学の外国人留学生等を対象に、謝礼（食事代・交通費含む）を支給した。

○参加者実績 (第1弾) 6月～8月 参加者延べ2,573人、23か国  
(第2弾) 9月～3月 参加者延べ1,196人、19か国

## 【留学生支援事業】

神戸市奨学金(神戸・菅原奨学金)を支給する留学生の選考及び奨学生に対するフォローアップ、留学生への市内の文化施設見学支援などを実施し、神戸と留学生の母国との交流の架け橋となる人材育成を推進するとともに、市民の国際理解の促進を図った。

### (1) 奨学生事業

#### ア. 奨学生の選考

神戸市内の大学に在籍する外国からの私費留学生より30人を選考した。

○奨学金名 神戸市留学生奨学金(神戸・菅原奨学金)

○支給額 月額8万円

○奨学金は篤志者からの寄付金等からなる基金を原資に神戸市で予算措置し、神戸市から奨学生に直接支給。

○支給者数 30人

令和2年度支給者内訳

(神戸大学 12 人、日本経済大学神戸三宮キャンパス 7 人、神戸市外国語大学 2 人、兵庫県立大学 2 人、神戸国際大学 2 人、神戸情報大学院大学 2 人、神戸学院大学 1 人、関西国際大学 1 人、流通科学大学 1 人)

出身：10 か国 1 地域

(中国 12 人、ベトナム 4 人、ネパール 4 人、韓国 2 人、バングラデシュ 2 人、インドネシア 1 人、台湾 1 人、モルドバ 1 人、スペイン 1 人、ラオス 1 人、タンザニア 1 人)

## イ. 奨学生関連事業

### ①市民との交流機会の提供

○奨学生が自国文化を市民に紹介する行事「留学生との異文化交流サロン」を 3 回開催した（内 2 回はオンラインによる配信）。

- ・第 1 回 開催日：令和 2 年 9 月 9 日（水）、オンラインによる配信  
発表者：インドネシア、中国（2 人）、スペイン、ベトナム出身の奨学生  
司会者：中国出身の奨学生
- ・第 2 回 開催日：令和 2 年 12 月 3 日（木）、会場：K I C、来場者：16 人  
発表者：中国（2 人）、タンザニア、ベトナム、バングラデシュ出身の奨学生  
司会者：ベトナム出身の奨学生
- ・第 3 回 開催日：令和 3 年 2 月 18 日（木）からオンラインによる配信  
発表者：中国（3 人）、韓国、モルドバ出身の奨学生

### ②奨学生送別会・同窓会の運営

奨学生の結びつきを強めるとともに、神戸への愛着を深めていただくため、第 6 回送別会をオンラインにより開催した（同窓会については中止）。

開催日：令和 3 年 3 月 2 日（火）

奨学生 28 人参加

### ③奨学生 O B ・ O G への情報提供

奨学生の会報紙「夢 in KOBE」及び奨学生名簿を作成・送付した。

### ④留学生による神戸市情報の発信

奨学生が神戸のおすすめの場所や店を日本語と母国語で投稿するフェイスブックページ「Kokko Kobe（ココ コウベ）」を運営するとともに、インスタグラムも活用して、留学生による情報発信を行った。

## **(2) 文化施設見学の支援**

市内で学ぶ留学生の神戸の理解促進と留学生生活の充実を図るため、当財団と公立及び民間の文化・社会教育施設等（38 施設）が連携して、留学生とその家族が無料で施設見学できるパス（はっぴいめもりーパスK O B E）を発行した。

[実績：約 6,400 枚／年]

## **(3) 就職活動の支援**

### **ア. 「外国人のための合同企業説明会」開催**

神戸市海外ビジネスセンターとの共催により、企業が自社の紹介や質疑応答の場を提供する「外国人のための合同企業説明会」を令和 2 年 6 月 24 日・25 日にオンラインで開催した。

○参加実績：企業 20 社、留学生 510 人

### **イ. 外国籍人材の活用等のための企業・大学「オンライン情報交換会」の開催**

令和 2 年度の新たな取組として、大学コンソーシアムひょうご神戸等と共催により、留学生採用に関わる企業、大学関係者とオンライン情報交換会を 10 月 30 日に開催した。

○参加実績：大学 40 校、企業 28 社、経済関係団体 11 団体

## 【海外事務所の運営事業】

天津及び上海の各海外事務所において、経済交流、企業誘致、観光客誘致、シティセールス、ポートセールス及び友好都市交流等の事業を実施した。

### (1) 神戸・天津経済貿易連絡事務所（昭和 60 年開設）

#### ア. 友好都市交流事業

- 天津市との教育・港湾・医療交流など友好交流事業の連絡調整を行った。
- 中国政府外交部や中国国家林業・草原局、中国野生動物保護協会など政府関係機関との、ジャイアントパンダ返還に係る連絡調整（※）及びジャイアントパンダ共同飼育繁殖研究事業の継続についての要望活動に係る連絡調整を行った。
- ※新型コロナウイルス感染症の影響により返還できなかつたため、延長に関する覚書締結等

#### イ. 中国企業の神戸進出誘致、地元企業の進出等のサポート

- ジェトロ大連対日投資セミナー（オンラインによる講演）において中国の AI、ロボット、ビッグデータ、IoT 関連のスタートアップ企業等を対象として、日本への投資を呼び込むため、大阪・神奈川・神戸の 3 自治体から各都市のビジネス環境についての紹介を行った。
  - ・開催日 令和 2 年 7 月 22 日（水）
- 神戸への企業誘致、地元企業の進出をサポートした。

#### ウ. 国際医療交流及び経済交流の推進

- 国際医療交流会及び国際医療交流推進会議や、現地医療機関及び国際医療コーディネート企業との連絡調整など、神戸医療産業都市の中国との国際医療交流の推進に係る連絡調整を行ない、併せて天津医科大学及び神戸大学との医療交流の推進に係る連絡調整を行った。
- 大連市との医療・水素・港湾空港 4 分野等の連携協力に係る連絡調整を行った。
- 中国のスタートアップが集積する北京市や深圳市との経済交流の推進を図った。

## エ. 観光客誘致、地場産業等のプロモーション

- 自治体国際化協会や天津伊勢丹と連携し、神戸地場産品の物産展開催や観光PRについて連絡調整を行った。天津伊勢丹との物産展は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となったが、自治体国際化協会が実施した日本物産展に参加し、神戸観光PRを行った。また、「北京国際旅行博覧会」も中止になった。
- 中国のSNS「微博」(ウェイボー、中国版Twitter)を通じた神戸の観光情報発信のプロモーション支援を行った。

## オ. 各種情報の収集、提供、連絡調整

- 「コウベ・インターナショナル・クラブ」天津支部・北京支部の運営支援及び神戸ゆかりの留学生を通じた神戸の情報発信の推進を行った。
- 市政の重要政策に係る現地情報収集と調査報告書を作成した。

## (2) 神戸・上海経済港湾連絡事務所(平成18年開設)

### ア. 都市間交流促進事業

- 従来から行っていた阪神国際港湾(株)からの研修生受入れ、神戸市外国語大学からのインターンシップ受入れなどは、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった。
- 上海市外事弁公室主催の市内視察(洋山港含む)・意見交換会に複数回参加した。また、中国における中日地方発展協力モデル区都市(成都市)でのPR事業を計画していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により延期となった。

### イ. 船社、貨物、客船の誘致

- 貨物船の新規航路2航路を新たに開設した。
- クルーズ船の神戸港初入港や「神戸港セミナーin上海」は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった。

### ウ. ビジネスチャンスの創出及び企業支援

- 上海進出日系企業への訪問、神戸港のインセンティブ制度などの情報提供を行ったほか、百貨店関係者等への神戸商品のPRを実施した。

## **エ. 観光客誘致、地場産業等のプロモーション**

- 事務所HPを立ち上げ、情報発信を行った。
- 例年「香港ジュエリーフェア」へ参加し、神戸の地元企業等とともに神戸パールをPRしていたが、新型コロナウイルス感染症の影響により参加を見送った。
- 上海伊勢丹での物産展「神戸フェスタ」（令和2年2月）の開催については、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度に延期したが、再開の見通しが立たないため再延期となった。

## **オ. 各種情報の収集、提供、連絡調整**

- 上海を中心とした中国国内の物流動向の調査を実施した。
- 「コウベ・インターナショナル・クラブ」上海支部への情報提供を行った。

## **【その他の事業】**

### **（1）神戸市外国語大学との連携事業**

「カンボジア王国における教育人材育成支援事業」において、神戸市外国語大学の岡本准教授（教員養成専門）と共に、授業に効果的に実験を組み込む教授法の指導など、カンボジアの小学校教員養成校（PTTC）教官の指導能力向上のための支援を行う予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により事業を中止した。

### **（2）関西領事団への支援**

在関西の各国総領事館・名誉総領事館が構成員となっている関西領事団の運営支援を行った。



## 2 事業別収支計算書

(令和2年4月1日～令和3年3月31日, 単位 円)

| 収入の部                         |             | 支出の部                         |             |
|------------------------------|-------------|------------------------------|-------------|
| 科目                           | 金額          | 科目                           | 金額          |
| 公益目的事業会計                     | 199,142,517 | 公益目的事業会計                     | 199,354,465 |
| 国際協力事業収入                     | 31,048,610  | 国際協力事業支出                     | 31,150,165  |
|                              |             | 事業費支出                        | 30,887,710  |
| 国際交流・多文化共生事業収入、<br>留学生支援事業収入 | 118,586,267 | 特定資産取得支出                     | 262,455     |
|                              |             | 国際交流・多文化共生事業支出、<br>留学生支援事業支出 | 118,696,660 |
|                              |             | 事業費支出                        | 115,907,556 |
|                              |             | 特定資産取得支出                     | 1,744,104   |
|                              |             | 固定資産取得支出                     | 1,045,000   |
| 海外事務所運営事業収入                  | 49,507,640  | 海外事務所運営事業支出                  | 49,507,640  |
| 収益事業等会計                      | 9,594,014   | 収益事業等会計                      | 9,591,403   |
| 利用者等利便事業収入                   | 90,032      | 利用者等利便事業支出                   | 87,421      |
| その他事業(連携・支援)収入               | 9,503,982   | その他事業(連携・支援)支出               | 9,503,982   |
| 法人会計                         | 16,354,956  | 法人会計                         | 17,039,842  |
| 管理収入                         | 16,354,956  | 管理支出                         | 16,106,204  |
|                              |             | 特定資産取得支出                     | 110,428     |
|                              |             | 固定資産取得支出                     | 721,710     |
|                              |             | 法人税等支出                       | 101,500     |
| 当期収入合計(A)                    | 225,091,487 | 当期支出合計(D)                    | 225,985,710 |
| 前期繰越収支差額(B)                  | 5,291,645   | 当期収支差額(A)-(D)                | △894,223    |
| 収入合計(A)+(B)=(C)              | 230,383,132 | 次期繰越収支差額(C)-(D)              | 4,397,422   |

### 3 正味財産増減計算書

(令和2年4月1日～令和3年3月31日, 単位 円)

| 科 目            | 金 額         |             |
|----------------|-------------|-------------|
| I 一般正味財産増減の部   |             |             |
| 1. 経常増減の部      |             |             |
| (1) 経常収益       |             |             |
| 基本財産運用益        | 1,934,000   |             |
| 事業収益           | 4,779,566   |             |
| 受取補助金等         | 216,704,739 |             |
| 受取寄附金          | 200,000     |             |
| 雑収益            | 242,182     |             |
| 経常収益計          |             | 223,860,487 |
| (2) 経常費用       |             |             |
| 事業費            | 207,677,086 |             |
| 管理費            | 16,496,669  |             |
| 経常費用計          |             | 224,173,755 |
| 当期経常増減額        |             | △ 313,268   |
| 2. 経常外増減の部     |             |             |
| (1) 経常外収益      | 1           |             |
| 経常外収益計         |             | 1           |
| (2) 経常外費用      | 1           |             |
| 経常外費用計         |             | 1           |
| 当期経常外増減額       |             | 0           |
| 税引前当期一般正味財産増減額 |             | △ 313,268   |
| 法人税、住民税及び事業税   |             | 101,500     |
| 当期一般正味財産増減額    |             | △ 414,768   |
| 一般正味財産期首残高     |             | 27,041,929  |
| 一般正味財産期末残高     |             | 26,627,161  |
| II 指定正味財産増減の部  |             |             |
| 受取補助金等         | 915,200     |             |
| 受取寄附金          | 0           |             |
| 基本財産運用益        | 1,934,000   |             |
| 一般正味財産への振替額    | △ 2,833,614 |             |
| 当期指定正味財産増減額    |             | 15,586      |
| 指定正味財産期首残高     |             | 321,929,883 |
| 指定正味財産期末残高     |             | 321,945,469 |
| 当期正味財産増減額      |             | △ 399,182   |
| 正味財産期首残高       |             | 348,971,812 |
| III 正味財産期末残高   |             | 348,572,630 |

## 4 貸借対照表

(令和3年3月31日現在, 単位 円)

| 科 目         | 金 額         | 科 目           | 金 額           |
|-------------|-------------|---------------|---------------|
| I 資産の部      |             | II 負債の部       |               |
| 1. 流動資産     |             | 1. 流動負債       |               |
| 現金預金        | 52,433,051  | 未払金           | 48,716,291    |
| 未収金         | 314,420     | 未払法人税等        | 101,500       |
| 前払金         | 818,960     | 前受金           | 9,600         |
| 流動資産合計      | 53,566,431  | 預り金           | 341,618       |
| 2. 固定資産     |             | 仮受金           | 0             |
| (1) 基本財産    |             | 賞与引当金         | 2,857,577     |
| 投資有価証券      | 299,971,767 | 流動負債合計        | 52,026,586    |
| 基本財産引当預金    | 28,233      | 2. 固定負債       |               |
| 基本財産合計      | 300,000,000 | 退職給付引当金       | 4,037,185     |
| (2) 特定資産    |             | 固定負債合計        | 4,037,185     |
| 建物附属設備      | 1,020,944   | 負債合計          | 56,063,771    |
| 什器備品        | 2,372,572   |               |               |
| 退職給付引当資産    | 4,037,185   | III 正味財産の部    |               |
| 減価償却引当資産    | 9,992,966   | 1. 指定正味財産     |               |
| 修繕積立資産      | 2,000,000   | 受取補助金         | 5,179,566     |
| 財政調整積立資産    | 9,661,997   | 寄附金           | 316,765,903   |
| アジア国際協力積立資産 | 5,765,903   | (うち基本財産への充当額) | (300,000,000) |
| 国際交流積立資産    | 11,000,000  | (うち特定資産への充当額) | (21,945,469)  |
| ソフトウェア      | 1,786,050   | 指定正味財産合計      | 321,945,469   |
| 特定資産合計      | 47,637,617  |               |               |
| (3) その他固定資産 |             | 2. 一般正味財産     |               |
| 建物附属設備      | 1,131,125   | 一般正味財産        | 26,627,161    |
| 什器備品        | 2,296,228   | (うち基本財産への充当額) | ( 0 )         |
| 保証金         | 5,000       | (うち特定資産への充当額) | (21,654,963)  |
| その他固定資産合計   | 3,432,353   | 一般正味財産合計      | 26,627,161    |
| 固定資産合計      | 351,069,970 | 正味財産合計        | 348,572,630   |
| 資産合計        | 404,636,401 | 負債及び正味財産合計    | 404,636,401   |

## 5 財産目録

(令和3年3月31日現在, 単位 円)

| 科 目           | 金額          | 科 目        | 金額          |
|---------------|-------------|------------|-------------|
| (資産の部)        |             | (負債の部)     |             |
| 流動資産          |             | 流動負債       |             |
| 現金預金          | 52,433,051  | 未払金        | 48,817,791  |
| 現金手許有高        | 331,098     | 神戸市補助金返還 他 |             |
| 普通預金          | 52,101,953  | 前受金        | 9,600       |
| 未収金           | 314,420     | 貸し会議室使用料   |             |
| JICA受託収益等     |             | 預り金        | 341,618     |
| 前払金           | 818,960     | 所得税預り金 他   |             |
| 海外旅行総合保険等     |             | 仮受金        | 0           |
| 流動資産合計        | 53,566,431  | 賞与引当金      | 2,857,577   |
| 固定資産          |             | 流動負債合計     | 52,026,586  |
| 基本財産          |             | 固定負債       |             |
| 投資有価証券        | 299,971,767 | 退職給付引当金    | 4,037,185   |
| 兵庫県債 他        |             | 固定負債合計     | 4,037,185   |
| 基本財産引当預金      | 28,233      | 負債合計       | 56,063,771  |
| 三井住友銀行普通預金    |             | 正味財産       | 348,572,630 |
| 基本財産合計        | 300,000,000 |            |             |
| 特定資産          |             |            |             |
| 減価償却引当資産      | 9,992,966   |            |             |
| 三井住友銀行普通預金    |             |            |             |
| 修繕積立資産        | 2,000,000   |            |             |
| 三井住友銀行普通預金    |             |            |             |
| 財政調整積立資産      | 9,661,997   |            |             |
| 三井住友銀行普通預金    |             |            |             |
| アジア国際協力積立資産   | 5,765,903   |            |             |
| 三井住友銀行普通預金    |             |            |             |
| 国際交流積立資産      | 11,000,000  |            |             |
| 三井住友銀行普通預金    |             |            |             |
| 建物附属設備        | 1,020,944   |            |             |
| ローパーティション     |             |            |             |
| 什器備品          | 2,372,572   |            |             |
| 防犯ゲート、書架      |             |            |             |
| ソフトウェア        | 1,786,050   |            |             |
| ボランティア管理システム他 |             |            |             |
| 退職給付引当資産      | 4,037,185   |            |             |
| 三井住友銀行普通預金    |             |            |             |
| 特定資産合計        | 47,637,617  |            |             |
| その他の固定資産      |             |            |             |
| 建物附属設備        | 1,131,125   |            |             |
| 什器備品          | 2,296,228   |            |             |
| 保証金           | 5,000       |            |             |
| その他固定資産合計     | 3,432,353   |            |             |
| 固定資産合計        | 351,069,970 |            |             |
| 資産合計          | 404,636,401 |            |             |

## 6 事業別収入明細書

(令和2年4月1日～令和3年3月31日, 単位 円)

| 科 目                          | 合 計         | 内 訳       |             |           |
|------------------------------|-------------|-----------|-------------|-----------|
|                              |             | 事業収入      | 補助金等収入      | その他収入     |
| 公益目的事業会計                     | 199,142,517 | 4,779,566 | 192,795,393 | 1,567,558 |
| 国際協力事業収入                     | 31,048,610  | 4,425,696 | 26,482,541  | 140,373   |
| 国際交流・多文化共生事業収入、<br>留学生支援事業収入 | 118,586,267 | 353,870   | 116,805,212 | 1,427,185 |
| 海外事務所運営事業収入                  | 49,507,640  | 0         | 49,507,640  | 0         |
| 収益事業等会計                      | 9,594,014   | 0         | 9,503,982   | 90,032    |
| 利用者等利便事業収入                   | 90,032      | 0         | 0           | 90,032    |
| その他事業(連携・支援)収入               | 9,503,982   | 0         | 9,503,982   | 0         |
| 法人会計                         | 16,354,956  | 0         | 14,420,951  | 1,934,005 |
| 管理収入                         | 16,354,956  | 0         | 14,420,951  | 1,934,005 |
| 合 計                          | 225,091,487 | 4,779,566 | 216,720,326 | 3,591,595 |

## 7 事業別支出明細書

(令和2年4月1日～令和3年3月31日, 単位 円)

| 科 目             | 金額          | 内 訳        |             |           |
|-----------------|-------------|------------|-------------|-----------|
|                 |             | 人件費        | 物件費         | その他       |
| 公益目的事業会計        | 199,354,465 | 62,850,355 | 133,452,551 | 3,051,559 |
| 国際協力事業支出        | 31,150,165  | 21,909,176 | 8,978,534   | 262,455   |
| 事業費支出           | 30,887,710  | 21,909,176 | 8,978,534   | 0         |
| 特定資産取得支出        | 262,455     | 0          | 0           | 262,455   |
| 国際交流・多文化共生事業支出、 |             |            |             |           |
| 留学生支援事業支出       | 118,696,660 | 40,941,179 | 74,966,377  | 2,789,104 |
| 事業費支出           | 115,907,556 | 40,941,179 | 74,966,377  | 0         |
| 特定資産取得支出        | 1,744,104   | 0          | 0           | 1,744,104 |
| 固定資産取得支出        | 1,045,000   | 0          | 0           | 1,045,000 |
| 海外事務所運営事業支出     | 49,507,640  | 0          | 49,507,640  | 0         |
| 収益事業等会計         | 9,591,403   | 0          | 9,591,403   | 0         |
| 利用者等利便事業支出      | 87,421      | 0          | 87,421      | 0         |
| 事業費支出           | 87,421      | 0          | 87,421      | 0         |
| その他事業(連携・支援)支出  | 9,503,982   | 0          | 9,503,982   | 0         |
| 法人会計            | 17,039,842  | 5,726,473  | 10,379,731  | 933,638   |
| 管理支出            | 16,106,204  | 5,726,473  | 10,379,731  | 0         |
| 特定資産取得支出        | 110,428     | 0          | 0           | 110,428   |
| 固定資産取得支出        | 721,710     | 0          | 0           | 721,710   |
| 法人税等支出          | 101,500     | 0          | 0           | 101,500   |
| 合 計             | 225,985,710 | 68,576,828 | 153,423,685 | 3,985,197 |

## 8 収支計算書

(令和2年4月1日～令和3年3月31日, 単位 円)

| 科 目             | 金 額         |             |
|-----------------|-------------|-------------|
| I 事業活動収支の部      |             |             |
| 1. 事業活動収入       |             |             |
| 基本財産運用収入        | 1,925,000   |             |
| 事業収入            | 4,779,566   |             |
| 補助金等収入          | 216,720,326 |             |
| 寄付金収入           | 200,000     |             |
| 雑収入             | 242,182     |             |
| 事業活動収入計         |             | 223,867,074 |
| 2. 事業活動支出       |             |             |
| 事業費支出           | 205,894,309 |             |
| 管理費支出           | 16,106,204  |             |
| 法人税等            | 101,500     |             |
| 事業活動支出計         |             | 222,102,013 |
| 事業活動収支差額        |             | 1,765,061   |
| II 投資活動収支の部     |             |             |
| 1. 投資活動収入       |             |             |
| 基本財産引当預金取崩収入    | 9,000       |             |
| 退職給付引当資産取崩収入    | 170,413     |             |
| アジア国際協力積立資産取崩収入 | 1,045,000   |             |
| 投資活動収入計         |             | 1,224,413   |
| 2. 投資活動支出       |             |             |
| 特定資産取得支出        | 2,116,987   |             |
| 固定資産取得支出        | 1,766,710   |             |
| 投資活動支出計         |             | 3,883,697   |
| 投資活動収支差額        |             | △ 2,659,284 |
| III 財務活動収支の部    |             |             |
| 1. 財務活動収入       |             |             |
| 短期借入金収入         | 0           |             |
| 財務活動収入計         |             | 0           |
| 2. 財務活動支出       |             |             |
| 短期借入金支出         | 0           |             |
| 財務活動支出計         |             | 0           |
| 財務活動収支差額        |             | 0           |
| 前期繰越収支差額        |             | 5,291,645   |
| 次期繰越収支差額        |             | 4,397,422   |

## (参考) H30～R2財務状況

(単位：千円)

|               |              | 平成30年度      | 令和元年度   | 令和2年度    | 元年 →2年増減 |          |
|---------------|--------------|-------------|---------|----------|----------|----------|
| 正味財産増減計算書     | 一般正味財産増減の部   | 当期経常増減額     | ▲ 1,449 | 1,544    | ▲ 313    | ▲ 1,857  |
|               |              | 経常収益        | 238,625 | 254,506  | 223,861  | ▲ 30,645 |
|               |              | うち公益        | 211,863 | 228,721  | 197,912  | ▲ 30,809 |
|               |              | うち公益以外      | 26,762  | 25,785   | 25,949   | 164      |
|               |              | 経常費用        | 240,074 | 252,962  | 224,174  | ▲ 28,788 |
|               |              | うち事業費(公益)   | 213,741 | 228,721  | 198,086  | ▲ 30,635 |
|               |              | うち事業費(公益以外) | 15,260  | 8,928    | 9,591    | 663      |
|               |              | うち管理費(公益)   | 0       | 0        | 0        | 0        |
|               |              | うち管理費(公益以外) | 11,073  | 15,313   | 16,497   | 1,184    |
|               |              | 評価損益等       | 0       | 0        | 0        | 0        |
|               | 当期経常外増減額     | 0           | 0       | 0        | 0        |          |
|               | 経常外収益        | 0           | 0       | 1        | 1        |          |
|               | 経常外費用        | 0           | 0       | 1        | 1        |          |
|               | 法人税、住民税及び事業税 | 137         | 135     | 102      | ▲ 33     |          |
|               | 当期一般正味財産増減額  | ▲ 1,586     | 1,409   | ▲ 415    | ▲ 1,824  |          |
|               | 一般正味財産期首残高   | 27,219      | 25,633  | 27,042   | 1,409    |          |
|               | 一般正味財産期末残高   | 25,633      | 27,042  | 26,627   | ▲ 415    |          |
|               | 指定正味財産       | 当期指定正味財産増減額 | 866     | 12,662   | 15       | ▲ 12,647 |
|               |              | 指定正味財産増加額   | 3,602   | 17,135   | 2,849    | ▲ 14,286 |
|               |              | 指定正味財産減少額   | 2,736   | 4,473    | 2,834    | ▲ 1,639  |
| うち一般正味財産への振替額 |              | ▲ 2,736     | ▲ 4,473 | ▲ 2,834  | 1,639    |          |
| 指定正味財産期首残高    |              | 308,402     | 309,268 | 321,930  | 12,662   |          |
| 指定正味財産期末残高    |              | 309,268     | 321,930 | 321,945  | 15       |          |
| 正味財産期首残高      | 335,621      | 334,901     | 348,972 | 14,071   |          |          |
| 当期正味財産増減      | ▲ 720        | 14,071      | ▲ 400   | ▲ 14,471 |          |          |
| 正味財産期末残高      | 334,901      | 348,972     | 348,572 | ▲ 400    |          |          |
| 貸借対照表(B/S)    | 資産合計         | 383,048     | 390,805 | 404,636  | 13,831   |          |
|               | 流動資産         | 47,477      | 40,841  | 53,566   | 12,725   |          |
|               | 固定資産         | 335,571     | 349,964 | 351,070  | 1,106    |          |
|               | うち建物         | 0           | 0       | 0        | 0        |          |
|               | 負債合計         | 48,147      | 41,833  | 56,064   | 14,231   |          |
|               | 流動負債         | 45,347      | 38,334  | 52,027   | 13,693   |          |
|               | うち短期借入金      | 0           | 0       | 0        | 0        |          |
|               | 固定負債         | 2,800       | 3,499   | 4,037    | 538      |          |
|               | うち長期借入金      | 0           | 0       | 0        | 0        |          |
|               | 正味財産合計       | 334,901     | 348,972 | 348,572  | ▲ 400    |          |
| 指定正味財産        | 309,268      | 321,930     | 321,945 | 15       |          |          |
| 一般正味財産        | 25,633       | 27,042      | 26,627  | ▲ 415    |          |          |

## V 令和3年度事業計画

### 1. 事業計画

神戸市が平成28年3月に策定した「神戸市国際交流推進大綱」、及び当財団が平成30年3月に策定した「中期経営計画」に基づき、①開発途上国に対する国際協力事業、②市民の国際交流と多文化共生社会の実現を目指す事業、③留学生支援事業及び④海外事務所の運営事業を重点に事業を推進し、神戸の更なる国際都市としての発展や、国際社会の平和と発展に寄与するよう努める。

今年度より外国人市民への支援を拡充するため、当財団の名称を外国人市民等の認知度が高い「神戸国際コミュニティセンター」に変更するとともに、事務所を新長田に移転し、併せて中央区（三宮）、東灘区（御影）にも拠点を新設する。

#### 【国際協力事業】

開発途上国が抱える課題に関する調査・研究、それらの国の行政官、教員、技術者等に対する研修及び国際協力NGOとの連携による国際協力事業を行う。

#### （1）国際協力機構（JICA）草の根技術協力事業（地域活性化特別枠）

神戸市外国語大学及び神戸市・神戸市教育委員会との連携協力事業として、カンボジア王国コンポントム州小学校教員養成校（PTTC）における、教員の学生指導力向上支援事業を展開する。

#### （2）JICA国内研修受託事業

##### ア. 中南米総合防災行政研修

中南米の行政官に対して、自然災害による人的・経済被害を軽減するため、事例学習及び地方防災計画案の策定を通じた、優先的に実施すべき具体的な防災対策の立案に焦点をあて、具体的方策に関する知識を身につける研修を実施する。

##### イ. コミュニティ防災研修

神戸市独自の取り組みである「防災福祉コミュニティ（防コミ）」の理念、仕組み、事例を学び、自国のコミュニティにおける防災活動を推進するための具体的手法を

習得する研修を実施する。

#### **ウ. 災害に強いまちづくり戦略研修**

阪神・淡路大震災や東日本大震災等、日本における過去の自然災害の教訓により明らかになった、自然災害に強いまちづくりを実現するための実践的な取り組み・手法等を学ぶ研修を実施する。

### **(3) 国際協力調査事業**

市内企業の海外進出や販路開拓など将来の経済交流につながる国際協力、及び阪神・淡路大震災の被災経験から得た「防災・減災」のノウハウによる国際協力を推進するため、プロジェクト案件の形成に向けた開発途上国の実態調査・ニーズ調査を行う。

### **【国際交流・多文化共生事業】**

外国人市民にとって暮らしやすいまちづくりを進め、多文化共生社会の実現を目指すとともに、市民の国際交流を促進するため、各種事業を実施する。

#### **(1) 情報提供・相談、日本語学習支援事業**

外国人市民のための生活相談や日本語学習の支援、国際交流に関する情報の提供、図書の閲覧、国際交流団体への貸会議室の提供などを行う。

#### **ア. 情報提供・案内事業**

##### **①神戸リビングガイドの運営**

日本語で十分にコミュニケーションを図ることができない外国人市民のため、神戸国際コミュニティセンターのホームページにおいて、最新の生活情報を11言語（日本語、英語、中国語、ベトナム語、韓国・朝鮮語、スペイン語、フィリピン語、インドネシア語、ネパール語、ポルトガル語、タイ語）及びやさしい日本語で提供する。

##### **②窓口及び電話による情報提供**

外国人市民に生活情報など様々な情報を提供する。

##### **③図書コーナー・情報提供コーナー**

国際交流、日本語学習、日本文化紹介等に関する書籍、海外の新聞・雑誌や自由に閲覧できる図書コーナー及び行政情報等の提供コーナーを運営する。

#### ④多言語メールマガジンの配信

日本語学習者などの外国人市民に多言語での生活情報やイベント情報をメールマガジンで配信する。

### イ. 相談事業（ワンストップサービス）

#### ①生活相談

電話及び窓口で外国人市民の日常的な相談を受け、市政や生活情報を提供する。

○対応言語：11言語（日本語、英語、中国語、ベトナム語、韓国・朝鮮語、スペイン語、フィリピン語、インドネシア語、ネパール語、ポルトガル語、タイ語）

○多言語相談曜日 英語：月～金、中国語：月～金、ベトナム語：月・水、韓国・朝鮮語：金、スペイン語：火・木、フィリピン語：水、インドネシア語：金、ネパール語：月、ポルトガル語：木、タイ語：火  
上記以外は、タブレット端末を使ったテレビ電話通訳サービスや、ポケット（携帯型翻訳機、74言語）により対応

○相談時間 10:00～12:00、13:00～17:00（月～金の電話は9:00から対応）

#### ②専門相談

・行政書士による入国在留許可・行政手続に関する専門相談を実施

○相談日時 第1・3水曜日 13:30～16:30

・大阪出入国在留管理局神戸支局員による出入国・在留手続等に関する専門相談を実施

○相談日時 第2金曜日 13:30～16:30

#### ③外国人相談窓口担当者連絡会（GONGO）

市内及び近郊で外国人市民の相談を行っている公的団体及びNGO等による外国人相談窓口担当者連絡会（GONGO）を年に4回開催し、専門家による研修を実施するとともに、参加者同士の意見交換を行う。

### ウ. 通訳翻訳支援事業

#### ①三者通訳事業

区役所職員等からの依頼に基づき、電話・タブレットによる三者通訳（区職員・相談者・センター職員による三者通話）を実施する。

○対応言語：10言語（英語、中国語、ベトナム語、韓国・朝鮮語、スペイン語、フィリピン語、インドネシア語、ネパール語、ポルトガル語、タイ語）

## ②同行通訳事業

外国人市民が公的機関で相談等を行う際に、善意通訳団体等の通訳者を無料で派遣する同行通訳を実施する。

- 対応言語：10言語（英語、中国語、ベトナム語、韓国・朝鮮語、スペイン語、フィリピン語、インドネシア語、ネパール語、ポルトガル語、タイ語）

## ③災害時通訳翻訳ボランティア事業

日本語で十分にコミュニケーションを図ることができない外国人市民に対し、避難所・区役所などで通訳・翻訳などの支援活動を行う「災害時通訳翻訳ボランティア」の募集・登録・研修等を実施する。

また、近畿地域の地域国際化協会連絡協議会9団体で災害時のボランティアの相互派遣等の支援協定を締結しており、ボランティアの訓練・研修の共催実施なども行う。

## エ. 日本語文化学習支援事業

外国人市民に対して、日本語・文化サポーター（登録者数約749人）が日本語及び日本文化（書道・華道）をマンツーマンで教える活動を実施し、外国人市民への日本語学習等の支援、及び市民レベルでの国際交流を促進する。

拠点再編後は、新長田、三宮で実施する。

## （2）神戸市における地域日本語教育体制整備事業

日本語能力が十分でない外国人市民に対して、それぞれのライフスタイルと能力に応じて日本語を学習できる機会を提供することで、生活等に必要な日本語能力を身に付け、日本人も外国人も住みやすいまちづくりを実現する。

文化庁の「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」に基づき、総括コーディネーター兼地域日本語教育コーディネーターを設置し、地域や外国人の特性等に対応した教育プログラムの策定や、地域内の日本語教室との連携・助言等を行い、地域日本語教育の総合的な体制づくりを行う。

**ア.** 地域日本語教室の訪問、同教室連絡会議の開催、日本語教室コーディネーター研修の実施、日本語教室への助成を通じて「地域日本語教室との連携・支援」を図る。

**イ.** 日本語教室およびボランティアのための相談業務、ボランティア養成講座、ボランティアのための研修会、出前講座等を実施し、「日本語教育人材育成のた

めの取り組み」を行う。

- ウ. 初級日本語クラスの開催（託児付きクラス、夜間クラス、オンラインクラスを含む）について、拠点再編後、3拠点（新長田、三宮、御影）で実施する。  
また、夜間中学と連携した夜間クラス、企業と日本語教師とのマッチングなどを実施する。
- エ. 神戸国際コミュニティセンターホームページ内に、地域日本語教育のためのページを開設する。

### **（3）外国人コミュニティや外国人支援団体・NPO等と連携した外国人市民支援事業**

外国人コミュニティ、多文化共生・国際交流を目的とするNPOや大学、地域日本語教室などと連携して、外国人市民を支援する様々な活動を行う。  
具体的には、NPO等他団体が行う、健康教室、子育て支援、日本語教室、母語教室の開催などを実施する。

### **（4）ふたば国際プラザ運営事業**

多文化共生社会の実現のため、国籍や年齢などの区別なく、市民が集い利用できる「地域とともに進める多文化共生の拠点施設」として、ふたば国際プラザ（長田区ふたば学舎内）を運営する。

- ア. 外国人市民に対する日本語学習支援、入国後間もない外国人を対象とした生活ガイダンスなど外国人市民に対する支援
- イ. 日本人と外国人がともに地域で生きるための相互理解・環境づくりのための日本人と外国人との交流の推進
- ウ. 外国人市民への支援人材の育成など

### **（5）市民レベルの国際交流事業**

#### **ア. 神戸コミュニティフォーラム**

文化や言語の異なる様々な背景を持つ外国人市民及び日本人を対象として、参加者が情報を共有するとともに、コミュニティのつながりを強めることを目的として、英語を使用して意見交換を行うフォーラムを神戸市との共催で実施する。

## イ. 多文化交流会

国際協力・国際交流団体等の関係機関との連携を密にし、日本人市民と外国人市民との交流を促進するため、多文化交流会を開催する。

### (6) 国際化推進事業助成

民間団体が実施する市民啓発等を目的とした国際協力・国際交流事業や、外国人市民の日常生活を支援することを目的とした事業に対して助成を行う。

### 【新型コロナウイルス感染症対策に関する事業】

#### ・新型コロナウイルス感染症対策困窮外国人留学生等支援事業助成

新型コロナウイルス感染症の影響で生活困窮に陥っている市内外国人留学生等に対する、民間団体の生活支援事業に対し助成を行い、市内外国人留学生等を支援する。

### 【留学生支援事業】

神戸市留学生奨学金(神戸・菅原奨学金)を支給する留学生の選考及び奨学生に対するフォローアップや留学生への市内の文化施設見学支援などを実施し、神戸と留学生の母国との交流の架け橋となる人材育成を推進するとともに、市民の国際理解を促進する。

### (1) 奨学生事業

#### ア. 奨学生の選考

神戸市からの受託により、市内の大学に在籍する私費留学生より 30 人を選考する。奨学金は神戸市で予算措置し、神戸市より奨学生に直接支給する。

## イ. 奨学生関連事業

### ①市民との交流機会の提供

神戸市の奨学金を受給している奨学生と市民の交流を促進するため、奨学生による自国文化の紹介セミナー等を開催する。

### ②奨学生同窓会の運営

奨学生及び奨学生OB・OGの結びつきを強めるとともに、神戸への愛着を

深め、神戸との人的ネットワークの形成を図るため、同窓会を開催し、会報紙「夢 in KOBE」を作成・送付する。

### **③奨学生による神戸市情報の発信**

奨学生が神戸の情報発信をする Facebook ページ「Kokko Kobe (ココ コウベ)」を運営するとともに、インスタグラムも活用して、奨学生による情報発信を行う。

## **(2) 文化施設見学支援**

市内で学ぶ留学生の神戸への理解促進と留学生生活の充実を図るため、当財団と公立及び民間の文化・社会教育施設等が連携して、留学生とその家族が無料で施設見学できるパス（はっぴいめもりーパスKOB E）を発行する。

## **(3) 就職活動の支援**

市内企業と留学生とのマッチングを目的として、神戸市海外ビジネスセンター等と連携して実施する「神戸グローバル人材ワーキング」や「外国人のための合同企業説明会」等に、日本企業への就職を希望する奨学生等の参加を呼びかけ、地元企業への就職を促す。また、留学生に対する面談や個別指導を行うとともに、大学のキャリアサポートセンターを始め、留学生の就職に係る関係団体との連携強化を図る。

## **(4) 大学の同窓会組織との連携強化及び菅原奨学金奨学生同窓会との交流**

海外にある神戸大学留学生同窓会等と連携し、当財団の留学生支援施策や神戸の最近の状況について情報提供をするなど、奨学生OB・OGを含めた神戸にゆかりのある留学生とのつながりの強化を図る。

## 【海外事務所の運営事業及びその他の事業】

中国の天津市及び上海市に設置した海外事務所において、経済交流、企業誘致、観光客誘致、シティセールス、ポートセールス及び友好都市交流等の事業を実施する。

### (1) 神戸・天津経済貿易連絡事務所（昭和 60 年開設）

#### ア. 友好都市交流事業

- 天津市との教育・港湾・医療交流など友好交流事業の連絡調整
- ジャイアントパンダ共同飼育繁殖研究事業の継続について、中国政府外交部や中国国家林業・草原局、中国野生動物保護協会など政府関係機関との連絡調整

#### イ. 中国企業の神戸進出誘致、地元企業の進出等のサポート

- ジェットロ対日投資セミナーへの出展
- ビジネスコーディネーターと連携した神戸への企業誘致、地元企業の進出サポート

#### ウ. 国際医療交流及びスタートアップ交流の推進

- 国際医療交流会及び国際医療交流推進会議や、天津市等主催の「世界知能大会」への参加、現地医療機関及び国際医療コーディネート企業との連絡調整など、神戸医療産業都市の中国との国際医療交流の推進に係る連絡調整
- 天津医科大学及び神戸大学との医療交流の推進に係る連絡調整
- 中国のスタートアップが集積する北京や深センとの経済交流の推進

#### エ. 観光客誘致、地場産業等のプロモーション

- 天津市商務局と連携したショッピングモール「民園」内の「神戸街」における地場産品の販売等に向けた連絡調整
- 神戸観光局と協力し、観光 PR 動画や特集記事を、中国の SNS「微信」(We Chat、中国版 LINE)、事務所 HP を通じて発信。中国の SNS「微博」(ウェイボー、中国版 Twitter) を通じた神戸の観光情報発信のプロモーション支援

#### オ. 各種情報の収集、提供、連絡調整

- 「コウベ・インターナショナル・クラブ」天津支部・北京支部及び神戸ゆか

- りの留学生を通じた神戸の情報発信の推進
- スマートシティなど市政の重要政策に係る現地情報収集と調査報告書の作成

## (2) 神戸・上海経済港湾連絡事務所（平成 18 年開設）

### ア. 都市間交流促進事業

- 平成 29 年 2 月の「国際港湾会議」において、MOU 協定を締結した上海港等との協力関係の推進

### イ. 船社、貨物、客船の誘致

- 神戸港の現況や神戸港利用時のインセンティブ制度等を説明する「神戸のつどい in 上海」セミナーの開催
- 貨物船及びクルーズ船の神戸港への誘致

### ウ. ビジネスチャンスの創出及び企業支援

- 上海進出日系企業への訪問、情報提供（神戸港のインセンティブ制度など）
- セミナー出席者や百貨店関係者等への神戸商品の PR

### エ. 観光客誘致、地場産業等のプロモーション

- 「上海国際輸入博覧会」等へ参加し、神戸の地元企業等とともに神戸パールの PR
- 神戸観光局と協力し、観光 PR 動画や特集記事を、中国の SNS「微信」(We Chat、中国版 LINE)、事務所 HP 等を通じて発信
- 上海市内の百貨店における神戸物産展の開催

### オ. 各種情報の収集、提供、連絡調整

- 上海を中心とした中国国内の物流動向の調査
- 市政の重要政策に係る現地情報収集と調査報告書の作成
- 上海及び近郊都市で開催される会議、及び視察受入れにかかる現地政府との連絡・調整
- 上海で活躍する奨学生（菅原奨学金）OB・OG会、コウベ・インターナショナル・クラブ in 上海の開催支援

## 【その他の事業】

### （１）神戸市外国語大学との連携事業

平成 24 年 4 月に締結した連携協力協定に基づき、カンボジアにおける教育人材育成事業において、神戸市外国語大学の専門家による指導・助言等の連携協力を得て進めるとともに、各種の多文化共生・交流事業学生へのボランティアの参画や、互いが実施する各種の国際協力・交流・多文化共生事業等の情報発信についても連携協力を行う。

### （２）関西領事団支援

在関西の各国総領事館・名誉総領事館が構成員となっている関西領事団の運営を支援するとともに、同事務所を通じて神戸市の情報の発信等を行う。

## 2 経営改善の取組み状況

経費削減に向けた事務事業の見直しと神戸市補助金以外の財源の維持・拡大に努め、収支均衡による運営を行う。

また、職員がいきいきと働くことができるようにするため「働き方改革」を推進し、ICTを積極的に活用し効果的で効率的な業務の遂行に努め、併せて本部移転と拠点の増設にあたって、事務執行の一層の効率化を進める。

引き続き国際協力・交流団体等とより緊密に協力・連携しながら、多様化する市民ニーズに対応していく。



### 3 事業別予定収支計算書

(令和3年4月1日～令和4年3月31日, 単位 円)

| 収入の部                                  |             | 支出の部   |             |
|---------------------------------------|-------------|--|-------------|
| 科目                                    | 金額          | 科目   | 金額          |
| 公益目的事業会計                              | 235,724,000 | 公益目的事業会計                                       | 236,275,000 |
| 国際協力事業・<br>国際交流・多文化共生事業・<br>留学生支援事業収入 | 177,014,000 | 国際協力事業・<br>国際交流・多文化共生事業・<br>留学生支援事業支出<br>事業費支出 | 177,565,000 |
| 海外事務所運営事業収入                           | 58,710,000  | 海外事務所運営事業支出                                    | 58,710,000  |
| 法人会計                                  | 16,860,000  | 法人会計   | 15,720,000  |
| 管理収入                                  | 16,860,000  | 管理支出   | 15,720,000  |
| 当期収入合計 (A)                            | 252,584,000 | 当期支出合計 (D)                                     | 251,995,000 |
| 前期繰越収支差額 (B)                          | 4,397,422   | 当期収支差額 (A) - (D)                               | 589,000     |
| 収入合計 (A) + (B) = (C)                  | 256,981,422 | 次期繰越収支差額 (C) - (D)                             | 4,986,422   |

#### 4 予定正味財産増減計算書

(令和3年4月1日～令和4年3月31日, 単位 円)

| 科 目           | 金 額         |             |
|---------------|-------------|-------------|
| I 一般正味財産増減の部  |             |             |
| 1. 経常増減の部     |             |             |
| (1) 経常収益      |             |             |
| 基本財産運用益       | 1,934,000   |             |
| 事業収益          | 24,170,000  |             |
| 受取補助金等        | 226,408,000 |             |
| 雑収益           | 72,000      |             |
| 経常収益計         |             | 252,584,000 |
| (2) 経常費用      |             |             |
| 事業費           | 236,275,000 |             |
| 管理費           | 15,720,000  |             |
| 経常費用計         |             | 251,995,000 |
| 当期経常増減額       |             | 589,000     |
| 2. 経常外増減の部    |             |             |
| (1) 経常外収益     |             |             |
| 経常外収益計        |             | 0           |
| (2) 経常外費用     |             |             |
| 経常外費用計        |             | 0           |
| 当期経常外増減額      |             | 0           |
| 当期一般正味財産増減額   |             | 589,000     |
| 一般正味財産期首残高    |             | 26,627,161  |
| 一般正味財産期末残高    |             | 27,216,161  |
| II 指定正味財産増減の部 |             |             |
| 受取補助金等        | 0           |             |
| 基本財産運用益       | 1,934,000   |             |
| 一般正味財産への振替額   | △ 3,027,000 |             |
| 当期指定正味財産増減額   |             | △ 1,093,000 |
| 指定正味財産期首残高    |             | 321,945,469 |
| 指定正味財産期末残高    |             | 320,852,469 |
| 当期正味財産増減額     |             | △ 504,000   |
| 正味財産期首残高      |             | 348,572,630 |
| III 正味財産期末残高  |             | 348,068,630 |

## 5 予定貸借対照表

(令和4年3月31日現在, 単位 円)

| 科 目         | 金 額         | 科 目           | 金 額            |
|-------------|-------------|---------------|----------------|
| I 資産の部      |             | II 負債の部       |                |
| 1. 流動資産     |             | 1. 流動負債       |                |
| 現金預金        | 52,257,631  | 未払金           | 48,817,791     |
| 未収金         | 314,420     | 前受金           | 9,600          |
| 前払金         | 818,960     | 預り金           | 341,618        |
| 流動資産合計      | 53,391,011  | 賞与引当金         | 2,857,577      |
| 2. 固定資産     |             | 仮受金           | 0              |
| (1) 基本財産    |             | 流動負債合計        | 52,026,586     |
| 投資有価証券      | 299,980,767 | 2. 固定負債       |                |
| 基本財産引当預金    | 19,233      | 退職給付引当金       | 4,037,185      |
| 基本財産合計      | 300,000,000 | 固定負債合計        | 4,037,185      |
| (2) 特定資産    |             | 負債合計          | 56,063,771     |
| 建物附属設備      | 944,424     | III 正味財産の部    |                |
| 什器備品        | 1,960,032   | 1. 指定正味財産     |                |
| ソフトウェア      | 1,207,710   | 受取補助金         | 4,079,980      |
| 減価償却引当資産    | 11,552,966  | 寄附金           | 314,765,903    |
| 修繕積立資産      | 2,000,000   | (うち基本財産への充当額) | (300,000,000)  |
| 財政調整積立資産    | 9,661,997   | (うち特定資産への充当額) | (18,845,883)   |
| アジア国際協力積立資産 | 5,765,903   | 指定正味財産合計      | 318,845,883    |
| 国際交流積立資産    | 11,000,000  | 2. 一般正味財産     |                |
| 退職給付引当金資産   | 4,037,185   | 一般正味財産        | 29,222,747     |
| 特定資産合計      | 48,130,217  | (うち基本財産への充当額) | ( 0 )          |
| (3) その他固定資産 |             | (うち特定資産への充当額) | ( 23,214,963 ) |
| 建物附属設備      | 1,018,633   | 一般正味財産合計      | 29,222,747     |
| 什器備品        | 1,592,540   | 正味財産合計        | 348,068,630    |
| その他固定資産合計   | 2,611,173   |               |                |
| 固定資産合計      | 350,741,390 |               |                |
| 資産合計        | 404,132,401 | 負債及び正味財産合計    | 404,132,401    |

## 6 事業別予定収入明細書

(令和3年4月1日～令和4年3月31日, 単位 円)

| 科 目  | 合 計                            | 内 訳             |                           |             |
|--|--------------------------------|-----------------|---------------------------|-------------|
|  |                                | 事業収入            | 補助金等収入                    | その他収入       |
| 公益目的事業会計   | 235,724,000                    | 24,170,000      | 211,482,000               | 72,000      |
| 国際協力事業・<br>国際交流・多文化共生事業・<br>留学生支援事業収入<br>海外事務所運営事業収入 | 177,014,000<br>0<br>58,710,000 | 24,170,000<br>0 | 152,772,000<br>58,710,000 | 72,000<br>0 |
| 法人会計   | 16,860,000                     | 0               | 14,926,000                | 1,934,000   |
| 管理収入   | 16,860,000                     | 0               | 14,926,000                | 1,934,000   |
| 合 計  | 252,584,000                    | 24,170,000      | 226,408,000               | 2,006,000   |

## 7 事業別予定支出明細書

(令和3年4月1日～令和4年3月31日, 単位 円)

| 科 目  | 金額          | 内 訳        |             |         |
|--|-------------|------------|-------------|---------|
|  |             | 人件費        | 物件費         | その他     |
| 公益目的事業会計                                       | 236,275,000 | 69,340,000 | 166,935,000 | 0       |
| 国際協力事業・<br>国際交流・多文化共生事業・<br>留学生支援事業支出<br>事業費支出 | 177,565,000 | 69,340,000 | 108,225,000 | 0       |
| 海外事務所運営事業支出                                    | 58,710,000  | 0          | 58,710,000  | 0       |
| 法人会計   | 16,176,000  | 9,135,000  | 6,585,000   | 456,000 |
| 管理支出   | 15,720,000  | 9,135,000  | 6,585,000   | 0       |
| 特定資産取得支出                                       | 456,000     | 0          |             | 456,000 |
| 合 計  | 252,451,000 | 78,475,000 | 173,520,000 | 456,000 |

## 8 収支予算書

(令和3年4月1日～令和4年3月31日, 単位 円)

| 科 目          | 金 額         |             |
|--------------|-------------|-------------|
| I 事業活動収支の部   |             |             |
| 1. 事業活動収入    |             |             |
| 基本財産運用収入     | 1,934,000   |             |
| 事業収入         | 24,170,000  |             |
| 補助金等収入       | 226,408,000 |             |
| 雑収入          | 72,000      |             |
| 事業活動収入計      |             | 252,584,000 |
| 2. 事業活動支出    |             |             |
| 事業費支出        | 236,275,000 |             |
| 管理費支出        | 15,720,000  |             |
| 事業活動支出計      |             | 251,995,000 |
| 事業活動収支差額     |             | 589,000     |
| II 投資活動収支の部  |             |             |
| 1. 投資活動収入    |             |             |
| 短期貸付金戻り収入    | 0           |             |
| 投資活動収入計      |             | 0           |
| 2. 投資活動支出    |             |             |
| 特定資産取得支出     | 0           |             |
| 短期貸付金支出      | 0           |             |
| 投資活動支出計      |             | 0           |
| 投資活動収支差額     |             | 0           |
| III 財務活動収支の部 |             |             |
| 1. 財務活動収入    |             |             |
| 短期借入金収入      | 0           |             |
| 財務活動収入計      |             | 0           |
| 2. 財務活動支出    |             |             |
| 短期借入金支出      | 0           |             |
| 財務活動支出計      |             | 0           |
| 財務活動収支差額     |             | 0           |
| 前期繰越収支差額     |             | 4,397,422   |
| 次期繰越収支差額     |             | 4,986,422   |

「令和3年度（公財）神戸国際コミュニティセンター事業概要」

令和3年8月 印刷

編集：（公財）神戸国際コミュニティセンター